

請願に係る意見書（委員会作成議案の提出方法について）

【現行制度等】

（常任委員会等の議案提出権）

常任委員会 (地方自治法第109条)	第百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。 ②・③ (略) ④ 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。 ⑤ 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。 ⑥ 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。 ⑦ 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。 ⑧ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。 ⑨ 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。
議会運営委員会 (地方自治法第109条の2)	第百九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。 ②・③ (略) ④ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。 - 一 議会の運営に関する事項 - 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 - 三 議長の諮問に関する事項 ⑤ 前条第五項から第九項までの規定は、議会運営委員会について準用する。
特別委員会 (地方自治法第110条)	第百十条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。 ②・③ (略) ④ 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただし、議会の議決により付議された特定の

	事件については、閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。 ⑤ 第百九条第五項から第八項までの規定は、特別委員会について準用する。
--	---

●制度創設の趣旨・目的

○地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（第28次地方制度調査会・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(2) 具体的方策

③ 議会の権能

ア 委員会の議案提出権

委員会審議の充実を踏まえ、現在、長又は議員に限られている議案提出権について、委員会にも認めるべきである。

○ 改正前においては、議案の提出は、長（法第149条第1項参照）又は議員の定数の12分の1以上の賛成を得た議員に限られていたが、改正により、議会の側で委員会（常任委員会（本条第7項）、議会運営委員会（法第109条の2第5項による本条第7項の準用）及び特別委員会（法第110条第5項による本条第7項の準用）も議案の提出が認められることとなった。この改正は、議員の常任委員会への所属制限の廃止などにより委員会における調査・審査の活性化が期待されるが、そうしたことも勘案して、委員会における調査・審査を反映した議案を作成して、提出することも認められるべきと考えられたものである。（松本英昭「逐条地方自治法〔第5次改訂版〕」（学陽書房）390頁）※「改正前」・「改正」は、平成18年の地方自治法の改正を指す。

これは、委員会における調査・審査の活性化により、今後、委員会における審査や所管事務調査の成果として、委員会において条例案等の議案を作成することも想定されることから、そのような場合に、一定数の議員による議案の提出ではなく、作成した委員会として議案の提出が可能となるよう、委員会による議案の提出が認められることとなったものである。

（参考文献：小川康則・渡邊史朗「地方自治法の一部を改正する法律について（下）」地方自治第706号31頁）

●意見書案の委員会提出のパターン

- 1 全会一致（委員長も含め全員一致）で意見書案を提出することを議決した場合
→ （委員会提出することに問題なし） → 委員会提出へ

- 2 多数決で意見書案を提出することを議決した場合

- (1) 委員が反対のとき

（考えられる課題・問題点）

反対の委員は、委員会提出の意見書案に対して、本会議でも反対の表決をすることは妨げられないが、当該委員会の所属委員の中に反対者がいるということは、外形的には何かちぐはぐな印象があるということは否めないかもしれない。

- (2) 委員長が反対のとき

（考えられる課題・問題点）

- ・ 委員会提出の場合、委員長は、意見書案の提案説明を行う。
- ・ 提案説明に対して質疑があった場合は、委員長は、意見書案の内容や必要性などに関して答弁をする。

↓

委員長は、本会議においては議員個人として自分の考えの説明や答弁をするのではなく、委員長の職務として委員会の考え方、議決に至った経緯等を述べるものである。しかし、自分の考えは反対でありながら、委員長として上記の職務を行うということにはなる。

また、本会議では議員個人として反対の表決をすることは妨げられないことについては、委員の場合と同じ。